

## 全国ダイバーシティネットワーク組織東北ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織東北ブロック会議(以下「ブロック会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、東北ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 幹事大学等の東北大学、山形大学及び岩手大学の理事又は副学長相当の者各1名

(2) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各1名

(3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、2019年3月19日から施行する。

附 則

この要項は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、2020年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、2020年12月9日から施行する。

附 則

この要項は、2020年12月23日から施行する。

附 則

この要項は、2022年11月14日から施行する。

### 【参考】

※第3条第1項第1号および第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務(取締役)、常務(取締役)、取締役、執行役員

別表（第3条関係）

<p>国立大学法人 他</p>	<p>山形県立米沢栄養大学          福島県立医科大学          宮城大学          仙台高等専門学校          弘前大学          仙台赤門短期大学          羽陽学園短期大学          東北文化学園大学          会津大学          東北工業大学          宮城学院女子大学          東北文教大学          山形県立保健医療大学          鶴岡工業高等専門学校          八戸工業高等専門学校          東北公益文科大学          宮城教育大学          福島大学          秋田大学          一関工業高等専門学校          秋田工業高等専門学校</p>
---------------------	---